

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

支援の概要

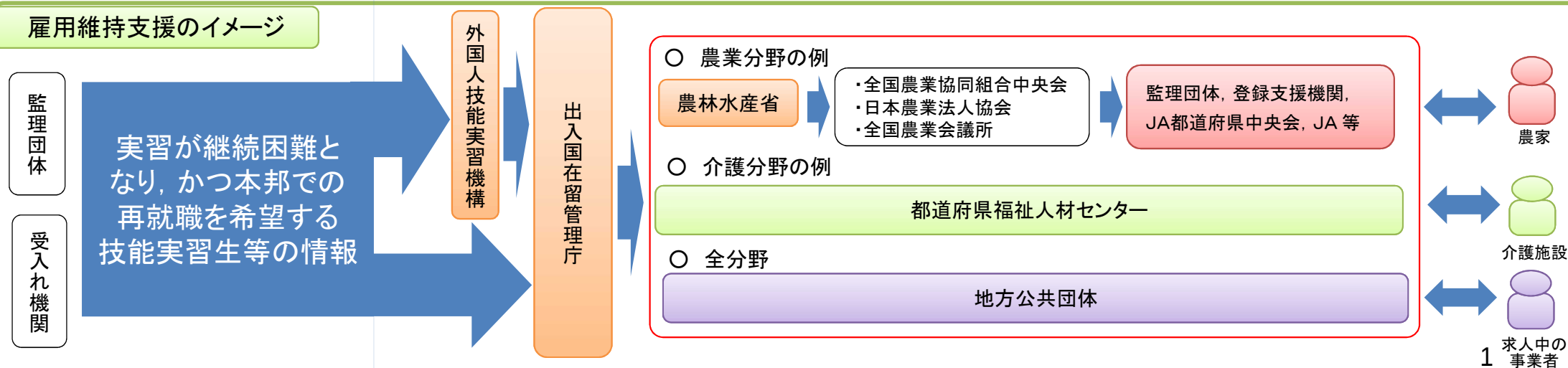
出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
 - 在留期間 最大 1年
 - 令和2年4月20日から実施
- 要件
- ・ 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - ・ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
 - ・ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - ・ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - ・ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

雇用維持支援のイメージ



令和 2 年 4 月 17 日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可し、外国人に対する本邦での雇用を維持するための支援を行うこととしました。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人のほか、例えば、「技術・人文知識・国際業務」や「技能」などの就労目的の在留資格で就労していたが雇い止めになった外国人や、就労予定だったが採用内定取消になった又は教育機関の所定の課程を修了した外国人留学生なども対象となります。

※詳細については、最寄りの地方出入国在留管理局へお問合せ願います。

※新たな受入れ機関との雇用契約の成立後、「特定活動」への在留資格変更許可申請を行うことが必要です。

【再就職のための支援を希望する場合】

上記対象者のうち、再就職のための支援を希望する場合は、出入国在留管理庁に対し、「個人情報の取扱いに関する同意書」（本ホームページ内に掲載）を提出することにより、希望する特定産業分野の企業等での新たな再就職のための支援を受けることができます。

具体的には、出入国在留管理庁において、「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載された外国人の情報を関係省庁や都道府県等の関係機関に提供し、その結果、希望する特定産業分野の中で、求人中かつ採用の意思がある企業等があった場合、当該企業、職業紹介機関等から当該同意書に記載された連絡先へ連絡が入り、再就職が実現する可能性があります。

※支援の流れについては、本ホームページに添付の「概要」資料の「雇用維持支援のイメージ」を参照してください。

※現在の在留資格によって同意書の提出先が異なります。詳細は本ホームページ内の「『個人情報の取扱いに関する同意書』の提出について」を確認してください。

【再就職のための支援を希望しない場合】

上記対象者のうち、再就職のための支援を受けることなく自ら就職活動を行い、特定産業分野（14分野）の企業等に係る新たな再就職先を見つけていただいても差し支えありません。

【付与される在留資格・期間】

特定活動（就労可）・最大１年

【行うことができる活動】

受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける活動

具体的には以下のような活動が指定されることとなります。

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）の法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の項下欄第１号ハに規定する技能（試験により証明されるものに限る。）を修得するため、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の業務に従事する活動

記

機関名 ○○○株式会社

（本店所在地 ○○県○○市○○町○○番○○号）

【要件】

ア 申請人が本特例措置により従事しようとする業務に係る報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること

イ 申請人が、受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること（希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。）

なお、製造業３分野（素形材産業分野，産業機械製造業分野，電気・電子情報関連産業分野）については，国内において，申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られる。

ウ 受入れ機関が、申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける希望があることを理解した上で、申請人の雇用を希望するものであること

エ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（在留外国人（就労資格に限られず，資格外活動許可を受けた者も含む。）を雇用した実績，出入国・労働関係法令の遵守等）

オ 受入れ機関が、申請人に対して特定技能に移行するために必要な技能等を身に付けることなどについて指導、助言等を行うことのほか、在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行う担当者を確保して適切に行うことが見込まれること（注）支援については、例えば、受入れ機関が雇用する申請人が従前に所属していた監理団体や、特定技能へ移行する際に支援を委託する予定の登録支援機関において実施することも差し支えない。

カ 受入れ機関が、申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在留管理局に速やかに報告することとしていること

「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出について

技能実習生として活動していた方の実習が継続困難となった場合

従前所属していた監理団体等が外国人技能実習機構へ提出した「技能実習実施困難時届出書」の「技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因」が経営上・事業上の理由に該当している場合、雇用維持支援の対象となります。その場合、「個人情報の取扱いに関する同意書」を作成の上、出入国在留管理庁へ送付願います。

●技能実習実施困難時届出書については以下のURLからもダウンロード可能です。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00125.html

●同意書の送付先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 雇用維持支援担当

特定技能外国人として活動していた方が失業した場合

従前所属していた受入れ機関が地方出入国在留管理局へ届け出た「受入れ困難に係る届出書」の「事由の区分」が経営上の都合となっている場合又は「特定技能雇用契約に係る届出書」の「終了の事由」が経営上の都合となっている場合は、雇用維持支援の対象となります。その場合、「個人情報の取扱いに関する同意書」を作成の上、「受入れ困難に係る届出書」が提出された（届出がされた官署が不明な場合は、外国人の住居地を管轄する）地方出入国在留管理局へ送付願います。

●受入れ困難に係る届出書及び特定技能雇用契約に係る届出書については以下のURLからもダウンロード可能です。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html

●同意書の送付先（地方出入国在留管理局）

QRコードを読み込み、メニュー欄から「組織・機構」のページを選択



上記以外の在留資格で活動していた方が失業等した場合

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された場合には、「個人情報の取扱いに関する同意書」を出入国在留管理庁へ送付願います。

●同意書の送付先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 雇用維持支援担当

個人情報の取扱いに関する同意書

出入国在留管理庁長官 殿

私は、「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援のための個人情報の取扱いについて」に記載された個人情報の利用目的、関係機関等への提供等を理解し、個人情報の取扱いに同意します。

日付： 年 月 日

署名： _____

(以下の事項について記載願います。)

国籍・地域 _____

生年月日 _____

性 別 男 ・ 女

氏 名 _____

在留カード番号 _____

住居地

電話番号

電子メールアドレス

直近まで雇用されていた職種

任意記載欄（現在の受入れ機関・監理団体等の連絡先）※雇用維持支援に係る連絡を行う場合があります。

[機関名]

[担当者名]

[電話番号]

就労を希望する特定産業分野
(複数チェック可)

- ☐ 介護
- ☐ ビルクリーニング
- ☐ 素形材産業 (※)
- ☐ 産業機械製造業 (※)
- ☐ 電気・電子情報関連産業 (※)
- ☐ 建設
- ☐ 造船・舶用工業
- ☐ 自動車整備
- ☐ 航空
- ☐ 宿泊
- ☐ 農業
- ☐ 漁業
- ☐ 飲食料品製造業
- ☐ 外食業

(※) 製造業3分野(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野)については、国内において、製造業各分野で対象となっている業務区分(職種)で勤務・実習中に解雇されたものに限り。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援のための個人情報の取扱いについて

出入国在留管理庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が、引き続き本邦での就労を希望する場合、本邦での雇用を維持するため、再就職の支援を行うこととしました。

ついては、下記1の個人情報を下記2の利用目的のために利用すること、また下記3の関係機関等へ情報提供を行うことに同意する場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名の上、監理団体又は受入れ機関を通じて提出してください。

1 個人情報	国籍・地域、生年月日、性別、氏名、在留カード番号、住居地、電話番号、電子メールアドレス、直近まで雇用されていた職種、就労を希望する特定産業分野（別添）
2 個人情報の利用目的	新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が、引き続き本邦での就労を希望する場合の再就職支援のため
3 個人情報を提供する関係機関等	(1) 地方公共団体（都道府県及び市区町村） (2) 地方公共団体が運営等する職業紹介機関 (3) 全国農業協同組合中央会及び同グループ内組織 (4) 日本農業法人協会及び全国農業会議所（当該団体に係る地方組織を含む。） (5) 都道府県福祉人材センター (6) 職業紹介の許可を有する監理団体及び登録支援機関 (7) 受入れ機関候補となる事業者
4 個人情報に関する御連絡先	個人情報の取扱いに関する御連絡先、相談窓口 開示／訂正／利用停止等のお申出は、最寄りの地方出入国在留管理局まで御連絡ください。

特定産業分野における業務（製造業3分野を除く）について

分野	従事する業務	
介護	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外	
ビルクリーニング	・建築物内部の清掃	多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務
建設	・型枠施工	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事
	・左官	指導者の指示・監督を受けながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業（セメントモルタル、石膏プaster、既調合モルタル、漆喰等）に従事
	・コンクリート圧送	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事
	・トンネル推進工	指導者の指示・監督を受けながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事
	・建設機械施工	指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事
	・土工	指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事
	・屋根ふき	指導者の指示・監督を受けながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事
	・電気通信	指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事
	・鉄筋施工	指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事
	・鉄筋継手	指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事
	・内装仕上げ	指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事
	・表装	指導者の指示・監督を受けながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事
	・とび	指導者の指示・監督を受けながら、仮設の建築物、掘削、土止め及び地業、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事
	・建築大工	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事
	・配管	指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事
	・建築板金	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装（内壁、天井等）、外装（外壁、屋根、雨どい等）に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事
	・保温保冷	指導者の指示・監督を受けながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事
	・吹付ウレタン断熱	指導者の指示・監督を受けながら、吹付ウレタン断熱工事等作業に従事
	・海洋土木工	指導者の指示・監督を受けながら、水際線域、水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事
造船・船用工業	・溶接	手溶接、半自動溶接
	・塗装	金属塗装作業、噴霧塗装作業
	・鉄工	構造物鉄工作業
	・仕上げ	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業
	・機械加工	普通施盤作業、数値制御施盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業
	・電気機器組立て	回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業
自動車整備	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	
航空	・空港グランドハンドリング	航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降業務、航空機内外の清掃整備業務
	・航空機整備	運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体、装備品又は部品の整備業務全般
宿泊	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務	
農業	・耕種農業全般	栽培管理、農産物の集出荷・選別等
	・畜産農業全般	飼養管理、畜産物の集出荷・選別等
漁業	・漁業	漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等
	・養殖業	養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等
飲食品製造業	・飲食品製造業全般	
外食業	・外食業全般	
	飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生	
	飲食物調理、接客、店舗管理	

特定産業分野における業務（製造業3分野）について

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について、製造業3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、国内において、申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られます。

分野	従事する業務	
素形材産業	・鋳造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事
	・鍛造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事
	・ダイカスト	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熔融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事
	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・アルミニウム陽極酸化処理	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、アルミニウムの表面を酸化させ、酸化アルミニウムの皮膜を生成させる作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械検査	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
	・鋳造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事
産業機械製造業	・鍛造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事
	・ダイカスト	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熔融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事
	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・鉄工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、鉄鋼材の加工、取付け、組立てを行う作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械検査	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・電子機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事
	・電気機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事
	・プリント配線板製造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事
	・プラスチック成形	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
	・工業包装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事
電気・電子情報 関連産業	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・電子機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事
	・電気機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事
	・プリント配線板製造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事
	・プラスチック成形	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
	・工業包装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事

令和 2 年 7 月 3 0 日
公益社団法人日本農業法人協会

農業現場における現状について

1. 外国人技能実習生の現状について

(1) 日本農業法人協会として監理している実習生の状況（7 / 2 9 時点）

ア. 実習実施者（受入企業） 7 5 社

イ. 実習生 3 4 3 名 (号数別)

① 1 号 9 5 名

② 2 号 2 0 0 名

③ 3 号 4 8 名

ウ. 実習生 3 4 3 名 (受入国別)

① インドネシア 1 2 1 名

② タイ 8 2 名

③ ベトナム 7 9 名

④ 中国 5 7 名

⑤ フィリピン 4 名

(2) コロナ禍における農業現場の現状について（7 / 2 9 時点）

ア. 入国出来ていない実習生 5 5 名（1 号 4 1 名、3 号 1 4 名）

※中国；2 2 名、タイ；1 7 名、インドネシア；1 3 名、ベトナム 3 名

イ. 今後 (直近 4 ヶ月以内) 入国予定の実習生 6 8 名（全て 1 号）

① 9 月入国予定 4 8 名

② 1 0 月入国予定 2 0 名

※いずれもビザの発行が出来ていない状況

ウ. 課題等

- ・外国人の雇入れ健康診断および病院受診の拒否。
- ・農業技能評価試験の延期による申請の遅れ。（1 号→2 号、2 号→3 号）
- ・入国予定であった実習生の雇用保障問題。

⇒「入国後の隔離期間（2 週間）の休業補償について（どこが負担するのか。）」

「入国未定者の雇用をいつまで保障するのか。」

- ・「入国予定の実習生が未入国であり、現場での作業に支障を来たしている。
日本人を長期雇用することは実際難しく、シルバー人材や短期でのアルバイト
に頼る事しかできない。」

- ・実習生が日本に滞在したまま 3 号へ移行した場合、1 年以内の一時帰国が義務であるが、現状帰国は可能であるが再入国が困難であり、事実上実習の継続が出来なくなる(特にインドネシアからの入国規制が長引くことを懸念)。

⇒今後の状況次第では特別措置が必要ではないか。

2. 特定技能制度への移行について

コロナ禍の影響もあり、入国予定の目途が立たないなか、現時点で特定技能への移行を明確に望んでいる受入企業数は確定出来ていないが、要望は高まっていると思われる。

主な理由として、

- (1) 技能実習制度にと比較し雇用条件が柔軟であるため、受入企業側実習生側の双方にメリットとなること。
- (2) 実習生にとっては、社会状況が不安定な中であって、技能実習 3 号を選択するよりは在留期間が短期でも設定出来ることが挙げられる。

ただし、割合では、継続を希望する 2 号実習生は 3 号での雇用が依然高い現状にある。

以 上

【資料 8】

農業技能測定試験の状況について

令和 2 年 8 月 4 日
(一社) 全国農業会議所

1. 令和元年度の農業技能測定試験実施結果

令和元年度は下図の通り、国内含む 5 か国で試験を実施し、総計 701 名が受験。571 名 (81.5%) が合格した。

実施国	耕種農業全般		畜産農業全般		合計	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
フィリピン (マニラ、セブ、ダバオ) 2019年10月～2020年3月実施	52	48	4	4	56	52
インドネシア (ジャカルタ、スラバヤ※) 2020年1月～3月実施	259	238	30	30	289	268
カンボジア (プノンペン) 2020年1月～3月実施	212	139	12	7	224	146
ミャンマー (ヤンゴン) 2020年2月～3月実施	96	72	22	20	118	92
日本国内 (各都道府県) 2020年3月実施	10	9	4	4	14	13
総計	629	506	72	65	701	571

※スラバヤは、2020 年 3 月から開催

2. 令和 2 年度の農業技能測定試験実施状況

実施国	申込開始	試験実施期間 (予定)
カンボジア (プノンペン)	2020年6月1日	2020年6月5日～2021年3月19日 <6月試験結果> 受験者：22人 合格者：19人
フィリピン (マニラ、セブ、ダバオ)	2020年7月7日	2020年7月10日～2021年3月19日
インドネシア (ジャカルタ、スラバヤ、 バンドン)	2020年7月8日	2020年7月14日～2021年3月19日
日本国内 (各都道府県)	2020年6月1日	2020年6月4日～2021年3月19日 <6月試験結果> 受験者：8人 合格者：6人

※その他の国 (ミャンマー、ベトナム、タイ、中国) は、試験実施環境が整い次第、順次実施予定。

農業分野の特定技能外国人受入れに関する アンケート調査の一次集計結果

(一社) 全国農業会議所

全国農業会議所では、農林水産省の令和2年度補助事業「外国人材受入総合支援事業」にて、特定技能制度の適切な運用を目的に、農業分野での外国人材受入れに関する優良事例の収集・周知を実施します。その主な実施手順は、①優良事例選定の基準策定、②優良事例の情報収集、③優良事例の確認・選定、④事例集の作成で進めます。

その一環として、農林水産省協力のもと農業特定技能協議会に加入している受入機関に対して、別添様式のとおりアンケートを実施しました。

アンケート調査結果は、①農業特定技能制度における全体の受入れ状況として取りまとめ、併せて、②優良事例集の作成にあたり、個別の現地調査の基準として活用します。以下のとおり、一次集計として、全体の受入れ状況のとりまとめを行いました。

<アンケート実施の概要>

1. アンケート調査の対象

- ①対象：特定技能協議会に加入している特定技能外国人の受入農家等の318機関
に対して実施し、回収は84機関。（回収率26.4%）
- ②職種：耕種農業61機関（73%）、畜産農業24機関（27%）
※派遣形態で両職種扱う機関があるため、合計回収数と一致しない。
- ③手順：農林水産省より発送、全国農業会議所にて回収し集計
- ④実施月日：令和2年6月4日～令和2年6月30日

2. 調査対象農家の経営規模

①耕種農業

- ・作物別では、野菜栽培が大半であり、野菜全般から単一作物栽培まであった。
- ・経営規模は、全て大規模経営者であり、単一作物の大規模経営も多い。
- ・栽培作物では、キャベツ、白菜、トマト、キュウリ、イチゴ、ニラ、ネギ、玉ねぎ、茶、大葉、レンコン、野菜苗、洋ニンジン、菊、キノコなど。
- ・農業協同組合が受入機関となっている事例が4JAある。
- ・受入機関の大半が、技能実習生も受け入れている。

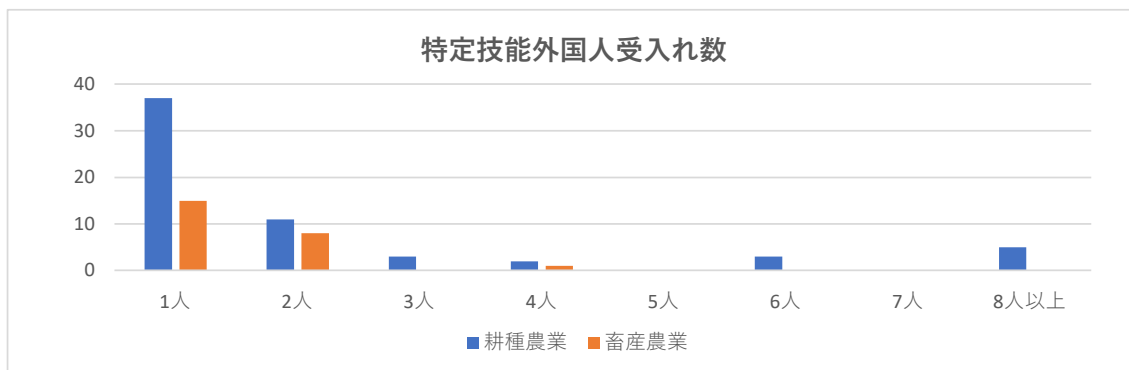
②畜産農業

- ・大規模経営の肉用牛肥育、乳牛、肥育豚、肉用鶏、種鶏経営など。
- ・技能実習では移行対象職種・作業でない肉用牛、肉養鶏、種鶏など。
- ・最大飼育規模は、肉用牛1万頭、乳用牛9千頭、肥育豚3万9千頭、種鶏184万羽等。
- ・受入機関の大半が、技能実習生も受け入れている。

3. 特定技能外国人の受入れ状況 ※回答あった機関数のみ
(機関数)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
耕種農業	37	11	3	2	0	3	0	5
畜産農業	15	8	0	1	0	0	0	0

- ・ 耕種、畜産とも1～2人の受入れが大半である。耕種はJAでの受入れ数が含まれるので平均は多い。
- ・ 農業者による最大受入れ数は、20人。



＜設問別回答状況＞

問 1. 特定技能制度を活用した理由について（複数回答あり）

（１）受入れにあたって期待したことを選択してください。

- ☐ 人手不足の解消（66機関）
☐ 外国人材の活躍に期待して（55機関）
☐ その他（6機関）

（その他の内容）

- ・ 母国での同業種の進歩発展に寄与できる人材としての経験を与える
- ・ ホームステイした農業大学生が、卒業して日本の農業を勉強したいと言っており、頑張ってくれると期待して

（２）外国人材側が期待したと思われることを選択してください。

- ☐ 日本での就労希望があった（73機関）
☐ 高賃金を期待して（30機関）
☐ その他（3機関）

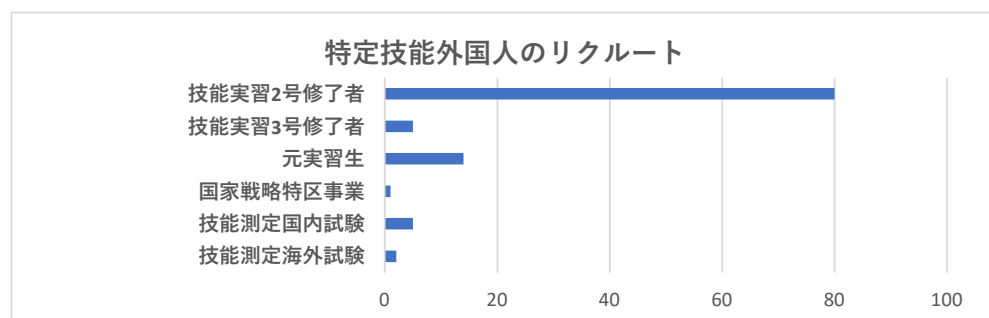
（その他の内容）

- ・ 技能実習期間中にできた人間関係
- ・ 畜産農業の全般的な技術の習得

問 2. 特定技能外国人のリクルート方法について（複数回答あり）

（１）受入れた特定技能外国人について、以下のうち該当するものの全てを選択してください。

- ☐ 技能実習2号の修了者（80機関）
☐ 技能実習3号の修了者（5機関）
☐ 過去に受入れていて帰国した元実習生（14機関）
☐ 国家戦略特区事業の農業支援外国人だった者（1機関）
☐ 農業技能測定試験合格者（国内試験）（5機関）
☐ 農業技能測定試験合格者（海外試験）（2機関）

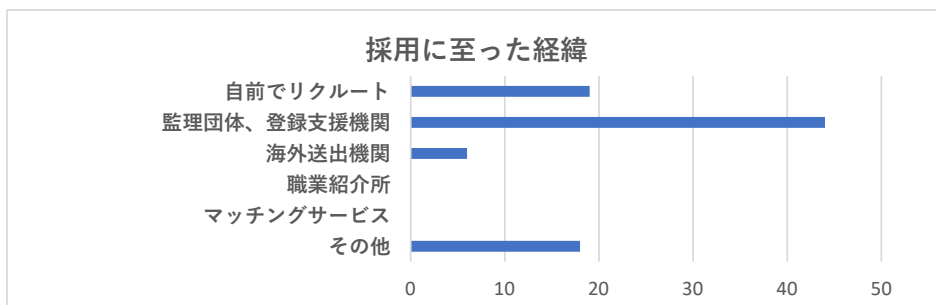


(2) 採用に至った経緯を選択してください。

- ☐ 自前でリクルートし採用した (19機関)
- ☐ 監理団体、登録支援機関からの紹介を通じて採用した (44機関)
- ☐ 海外の送出機関を通じて採用した (6機関)
- ☐ 職業紹介所を通じて採用した (0機関)
- ☐ 民間企業のマッチングサービスを通じて採用した (0機関)
- ☐ その他 (18機関)

(その他の内容)

- ・ほとんどが技能実習生を継続して雇用していると回答



問3. 特定技能外国人材との雇用契約について

(1) 雇用形態を選択してください。

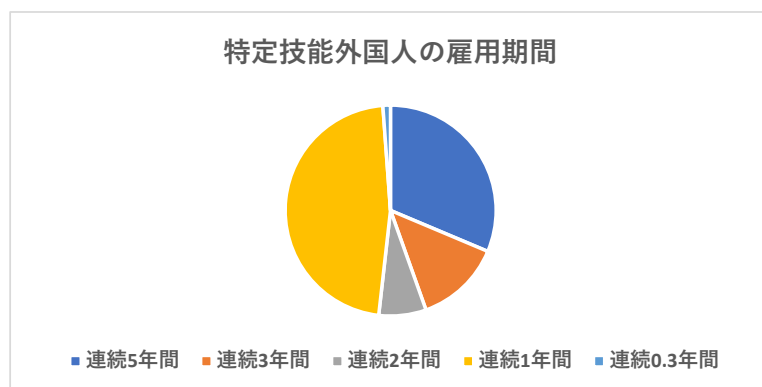
- ☐ 直接雇用 (83機関)
- ☐ 派遣契約 (1機関)

(2) 雇用期間を記入してください。

※複数人雇用している場合は、一般的な期間を記入

・連続1年間 (39機関)、連続5年間 (26機関)、連続3年間 (11機関)、連続2年間 (6機関)、連続0.3年間 (1機関) の順となっている。

※農繁期だけの契約の場合、通算2.9年間と回答した機関もあった。

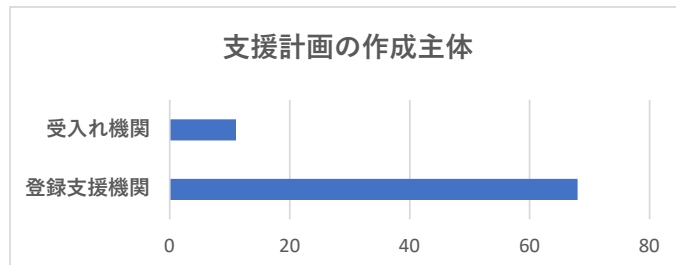


問4. 特定技能外国人材への支援内容について

(1) 支援計画の作成主体を選択してください。

☐ 受入機関自らでの作成 (11機関)

☐ 登録支援機関 (68機関)



(2) 入国前ガイダンスで力点を置いたことや、提供した情報で特筆することがあれば記入してください。

・技能実習2号からの移行が大半を占めるため、特段の支援ポイントを説明するには至っていないケースが多いが、以下のような回答があった。

- ・給与等の待遇、雇用条件面の説明と生活面、日本での過ごし方、労働に当たっての心構え等に力点を置いている
- ・雇用主との信頼関係が大事であり、中堅的存在として自信と誇りを持ち、従業員をリードして欲しい
- ・実習先と違うため、経験があるとはいえ最初は初心者のつもりで取り組むよう説明
- ・日本人との交流の充実。仕事内容と雇用条件、税金支払い等については細かく説明している
- ・国民年金の支払いについて、年金がもらえないのに支払う事の説明、脱退一時金で受け取れる手続きやおよその金額などについても説明している
- ・日本の人手不足の現状を理解し、出来るだけ長く所属機関で就労して欲しい

(3) 用意した住環境で力点を置いたことを記入してください。

- ・職場から近隣で、かつ日常生活に必要なスーパー等の距離も含めて場所の選定を行っている
- ・ネット環境と交通手段の確保
- ・ベトナム人、ネパール人が混在するため、居住環境は別々にする
- ・プライバシーの確保に努めている
- ・日本人(家族)と同じ生活ができるようにしている
- ・5年間の就労を希望しているため、宿舎を建て替えることにした。
- ・清潔面と居住性
- ・生活環境の利便性を考慮した宿舎を準備した
- ・個室の用意、水回りの設備、シャワールームの追加や、台所のリフォーム、防水工事など
- ・新品の家電製品、家具等の備え付けを行い、母国と円滑に連絡が出来るように、入居前にインターネット通信の整備を行った
- ・勤務先と近いこと、就業に影響の無い様な住環境
- ・新人実習生より良い住環境を確保した
- ・生活に必要なものはすべて揃え、不足分は一緒に見て、購入した
- ・技能実習で過ごしていた同じ寮で、そのまま住んでもらった

(4) 地域交流として取り組んでいることを記入してください。

・多くが、地元開催の盆踊り等イベント事への参加や、定期的な従業員同士の懇親会などの開催。その他、以下のような回答があった。

- ・地域の一員として、また第二の故郷的な考え方の醸成を促している
- ・登録支援機関等からの情報を伝え、地元の祭や季節のイベントなどへの案内をしている
- ・ため池の草刈り、保全活動
- ・ごみ拾い等の行事
- ・ボランティア活動

しかし、今年は新型コロナウイルス感染症予防のため思うように交流が出来ていない状況。

(5) その他、支援計画に基づく支援でポイントがあれば記入してください。

・定期的に困っている事がないかなどの聞き取りを行い、コミュニケーションをとり、プライベートはあまり深入りせず自由に生活するようにしている。ただし、問題発生時は、登録支援機関に相談のもと特定技能生に対応している

・すでに過去に3年間の生活経験があるので、特段の支援はないが、常にSNSなどを活用し、問題点、疑問点などの早期の解決に努めている

- ・特定技能外国人の要望は可能な限り実施するようにしている
- ・お互いが納得して、円満に業務が行えるよう、初期においては特にメンタルケアに重点を置いている
- ・日本生活への理解をより深めるよう努めている
- ・特に新型コロナウイルス情報を積極的に話す
- ・相談・苦情など、母国語で速やかに対応
- ・いつでも気軽に話してくれるように、信頼関係を築いていくことがポイントだと考えている

問 5. 特定技能外国人材の労働条件について
(1) 時給又は月給の基本給を記入してください。※両方の回答があった機関もある
・ 月給制：39機関（13.8万円～24万円、中心は16～17万円） ・ 時給制：36機関（800円～1038円） ・ 日給制：1機関（6320円）
(2) 1日の労働時間と、労働時間に関して気を付けていることを記入してください。
< 1日の労働時間 > ・ 8時間が大半を占める ・ 6～7時間、7～8時間、8～10時間などの回答もあった。 < 労働時間について気を付けていること > ・ 特定技能生が働きたいという要望が強いため、定期的に休暇をとるように促す ・ 就業時間をタイムカードで適切に管理している ・ 農業分野なので時間の規制はあまりないが、1年変形で週40時間を基本とする ・ できる限り残業しないようにする ・ 繁忙期の残業時間や休憩時間は確実に守り、労働時間が過剰にならないように心掛け ・ 就業時間のメリハリを明確にする ・ アラームなどを用い気を付ける ・ 夏季は暑いので早朝(5:00)から15:00までにする ・ 作業が修了したら、労働時間内でも終了している ・ 季節による労働時間の長短に気を付ける ・ 体調とのバランスをとる
(3) 1か月の休日日数と、休日に関して気を付けていることを記入してください。
< 1か月の休日日数 > ・ 4～5日が大半を占める ・ 10～11日などの回答もあった < 休日に関して気を付けていること > ・ 変形労働時間制をとっている ・ 外国人材用のカレンダーを用意 ・ 雇用契約書通りになるようにしている ・ 休日はプライベートな時間であるため、余計な介入をしない ・ 十分に心身ともに休息を取れる様に時間を使う ・ 出勤カレンダー等にて事前に休日を確認しておく ・ 公共交通機関がないので、行きたいところがあれば、車を出している ・ 休日と休日の間隔が長くないようにしている ・ 自転車で外出するので、交通ルールを守ること ・ 週1日の休みを守ることや、決まった曜日に取れるようにしている ・ 万一、1週間に1日休めなかった際は、翌週に2日休日を与える

(4) 1日の休憩時間と、休憩に関して気を付けていることを記入してください。

<1日の休憩時間>

・1.5時間の回答が多かったが、畜産農業や重労働など作業の内容によって4時間以上もあるなど異なる。

<休憩について気を付けていること>

- ・全員が同時に取れないこともあるのでそれを了解してもらう
- ・休憩時間を必ず時間通り取り、休憩時間には職場に入れないで、確実に取るようにしている
- ・作業時間に幅があるため、440分/日の休憩。本人の体調を気遣いながら休ませる
- ・水分補給、衛生面への留意
- ・熱中症対策を実施。水を支給し、スポーツドリンクを1日5ℓ用意している
- ・熱中症にならないように、夏場には多くの休憩時間をとっている
- ・専用の休憩室を設けていて仮眠が取れるようになっている
- ・昼休憩以外に、10時、15時休憩を入れている。夏季と冬季に差異を設け、体への負担を減らすように気を付けている

(5) 作業時の安全・衛生について気を付けていることを記入してください。

- ・刃物や農機を取り扱う事が多いため、使用前に危険な使用法はしないよう注意を促す
- ・調整用の機械での作業については、掃除の仕方、異常時の対応など、何度も指導している
- ・あまり危険な作業はないが、機械操作などの場合は、基本動作の徹底をその都度促し、絶対無理をしないことも併せて伝えている
- ・注意喚起が必要なものについては、日本語と母国語で表示
- ・機械の取り扱い、衛生面のチェックを特に厳しく行っている
- ・食品を扱っているため、手洗いなどの指導をしている
- ・農場立入り時の衛生管理、豚の取扱いや作業機械使用について適宜指導している
- ・毎日作業開始時に危険ポイントを説明
- ・農業や作業機械については資格保持者のみが行う事とし、刃物の扱いには十分気を付ける様に指導を行っている
- ・作業場での危険箇所（機械）の説明。新しい作業時の安全確認
- ・コロナ等に留意し、マスク、帽子、手袋の着用、手洗いの推奨、密回避（作業中、間隔を開ける）
- ・技能実習2号の修了者であるため、基本的な安全・衛生に関することは把握できており、他の技能実習生への配慮も含め、指導的立場を担ってもらっている
- ・慣れによる危険性を周知し、チェック項目を必ず確認するようにしている
- ・作業時に現場責任者により作業・安全面に関する注意点の指示徹底
- ・夏場は、熱中症予防のため作業中の水分・塩分補給。危険回避のための作業場の整理整頓
- ・動力機械の作業中は、声をかけない
- ・不注意、疲労による単純ミス。着衣の清潔度。作業用手袋、帽子の着用と専務の監督・指示の下、複数人以上で作業する
- ・ヘルメット、プロテクター、安全長靴、作業着、コム手袋、保護メガネ等会社で支給している。出荷時に立ち会う時はきれいな身だしなみで立ち会うようにしている
- ・作業車が動いているので、近づかないこと。挨拶、心がける。搾乳機械等の清掃時の停止。作業服、長靴、清潔にすること。大事なことは何度でも確認するようにしている
- ・仕事始めの服装点検、機械工具の安全確認
- ・仕事で軽トラを運転するので安全運転を指示している（休日に私用での運転は禁止）
- ・1週間に1回、安全衛生について話をしている
- ・作業手順及び作業に必要な用具等の説明。業務に関して発生する、野菜アレルギー等の説明
- ・特に夏の暑い時期の水分補給

問6. 特定技能外国人材のキャリアアップや処遇について

(1) キャリアアップの仕組みがある、もしくは導入を考えている。(24機関)

- ・サブリーダーへの昇格。技能実習生の指導にあたる
- ・作業員から指導員へ
- ・作業員から班長、農場長への昇格制度
- ・正社員登用を考えている
- ・作業員から班長への昇格
- ・作業員から農場長への昇格
- ・本人の能力により、リーダー、マネージャーに昇進することが可能
- ・状況を見ながら一定の基準に達すれば、キャリアアップも検討していく
- ・能力に応じて昇給する制度の導入を検討中
- ・日本語能力の向上・作業技術の向上等により検討

(2) 能力向上のための仕組みがある、もしくは導入を考えている。(23機関)

- ・各作業に応じて耕種テキストを配布
- ・自社内で機械操作の研修
- ・自社内や事業所内での作業研修(肥料の配合割合、機械の操作方法等)
- ・衛生管理などについての研修会の実施
- ・通訳を交えての研修会を実施
- ・週1回の農場長、班長会議、問題点及び改善策等情報共有
- ・教育訓練計画
- ・社内教育カリキュラムや通信教育など研修プログラムを用意している

(3) 賃金を昇給する仕組みがある、もしくは導入を考えている(45機関)

- ・仕事のできる特定技能外国人には、段階的に賃金を上昇させる
- ・キャリアアップと照らし合わせて検討していく
- ・毎年4月に1,000円～5,000円の昇給
- ・定期昇給(年1回)
- ・運転免許の取得が条件
- ・能力に応じた昇給及び手当等の導入の検討
- ・特定技能外国人の仕事内容、仕事に取り組む姿勢によって昇給を考える
- ・1年ごとに時給の見直しを行う
- ・繁忙期や、頑張った月には賞与がある
- ・派遣事業の特定機関では、定期昇給制度があり、昇給額は、人事評価により異なる。また、賞与も設けており、金額は会社の業績、及び人事評価によって異なる

(4) 賃金以外の手当がある、もしくは導入を考えている(35機関)。

- ・住宅手当
- ・扶養手当
- ・通勤手当
- ・皆勤手当
- ・技能手当
- ・リーダー手当
- ・努力賞、夏季ボーナス、冬季ボーナス等
- ・お年玉
- ・日本語検定手当
- ・母国にいる家族に対して毎月支給している家族手当
- ・住宅手当の代わりに寮費を下けている
- ・お米の支給
- ・冬季の暖房手当等
- ・作業服、用品を提供
- ・住宅を無償提供

(5) 福利厚生がある、もしくは導入を考えている(48機関)

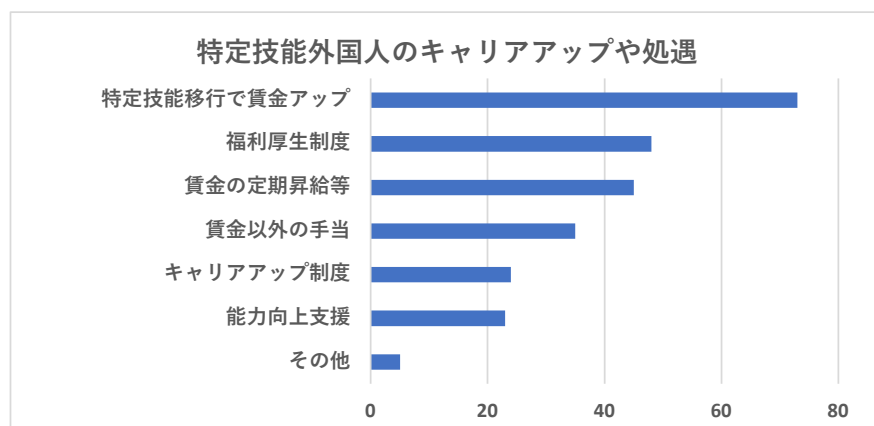
- ・定期的な飲食を含む交流会
- ・年3~4回の親睦会
- ・誕生日会
- ・旅行などのレクリエーション
- ・お花見、イルカウォッチング、花火大会、釣り、飲食、地域のお祭りなど
- ・焼肉パーティ等BBQ
- ・パークゴルフ、ボーリング、焼き肉等を考えている
- ・1か月に回程度は、一緒に外食する
- ・日本人との交流行事参加、管内在住の技能実習生との交流会参加、日本文化に触れる目的で和菓子作り、着物着つけ体験など、支援機関企画の行事に参加させている
- ・5年という長い時間なので5年以内本人の希望があれば1、2回の帰国をさせて航空券を会社で負担する予定
- ・しかし、今年は新型コロナウイルスの感染拡大により実施できない事例も発生している。

(6) その他(5機関)

- ・他の従業員と毎日一緒に食事をとりコミュニケーションを深め、料理を作ってもらって互いの食文化理解を深めている
- ・新制度でありまだ未知な部分もあり、将来2号への移行可能であれば、本人が希望すれば検討する

(7) 技能実習生を特定技能に移行した際、賃金や各種手当を引き上げた(73機関)

- ・実習生は時給制だが特定技能では月給制にした
- ・賃金を15%~20%引き上げている

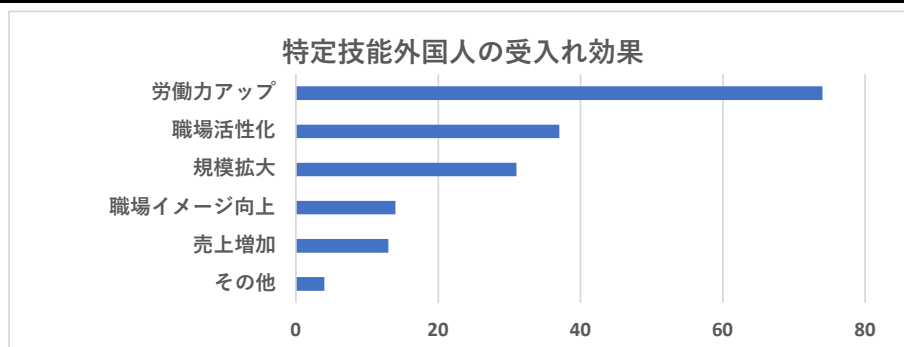


問7. 特定技能外国人を受入れた効果について記入してください（複数回答可）

- ☐ 労働力アップにつながった（74機関）
- ☐ 職場活性化につながった（37機関）
- ☐ 規模拡大につながった（31機関）
- ☐ 職場のイメージ向上につながった（14機関）
- ☐ 売上増加につながった（13機関）
- ☐ その他（4機関）

（その他の内容）

- ・ 技能実習期間中に修得したノウハウが、現場の品質向上につながった
- ・ 技能実習生の仕事に取り組む姿勢が以前よりももっと良くなってきた



問8. 特定技能外国人材との帰国後の交流やフォローについて検討していることを記入してください（複数回答可）

- ☐ 相互訪問等帰国後の交流（36機関）
- ☐ 事業提携等の模索（4機関）
- ☐ その他（1機関）

（その他の内容）

- ・ 次の特定外国人の紹介

問 9. 今後、特定技能外国人材の採用を増やしていく意向について

☐ 特定技能外国人を増やしていく意向がある（64機関）

☐ 意向がない（4機関）

☐ 今後の情勢等から分からない（16機関）

<増やす理由>

- ・ 農業の業界では、募集しても応募が少なく、日本人労働者の雇用は困難になってきている
- ・ 今後、パートの高齢化、正社員の産休、育休の予定により労働力が減ることが考えられている。それを補うため、外国人を増やしていこうと思っている
- ・ 具体的に、現場での労働力確保及び、従業員の高齢化等、日本人で補えない部分について継続的・補完的に優秀な外国人材の受入れを実施していきたい
- ・ 若手の日本人従業員がなかなか定着しないが、特定技能外国人を雇用することで、若い子の刺激になり活性化にもつながる
- ・ 今後優秀な技能実習生がおれば、特定技能に移行させたい
- ・ 即戦力になるから
- ・ 受け入れ費用が安く技能実習生からの受け入れなので仕事になれている
- ・ 若い労働力が必要
- ・ 実習生時代に得たスキルを発揮し、作業効率も大幅に向上するため
- ・ 売上増加の見込がある
- ・ 今後は、技能実習号修了者に意向調査を行い、技能実習で培った技術を活かして活躍願いたい
- ・ 今回の特定技能外国人が期待以上の人材だったことから次も考える
- ・ 今回の特定技能外国人が成功すれば採用増を検討
- ・ 安定した雇用の継続が見込める